



屋外広告物の両市共通新ルールの方角性について



空白のページです

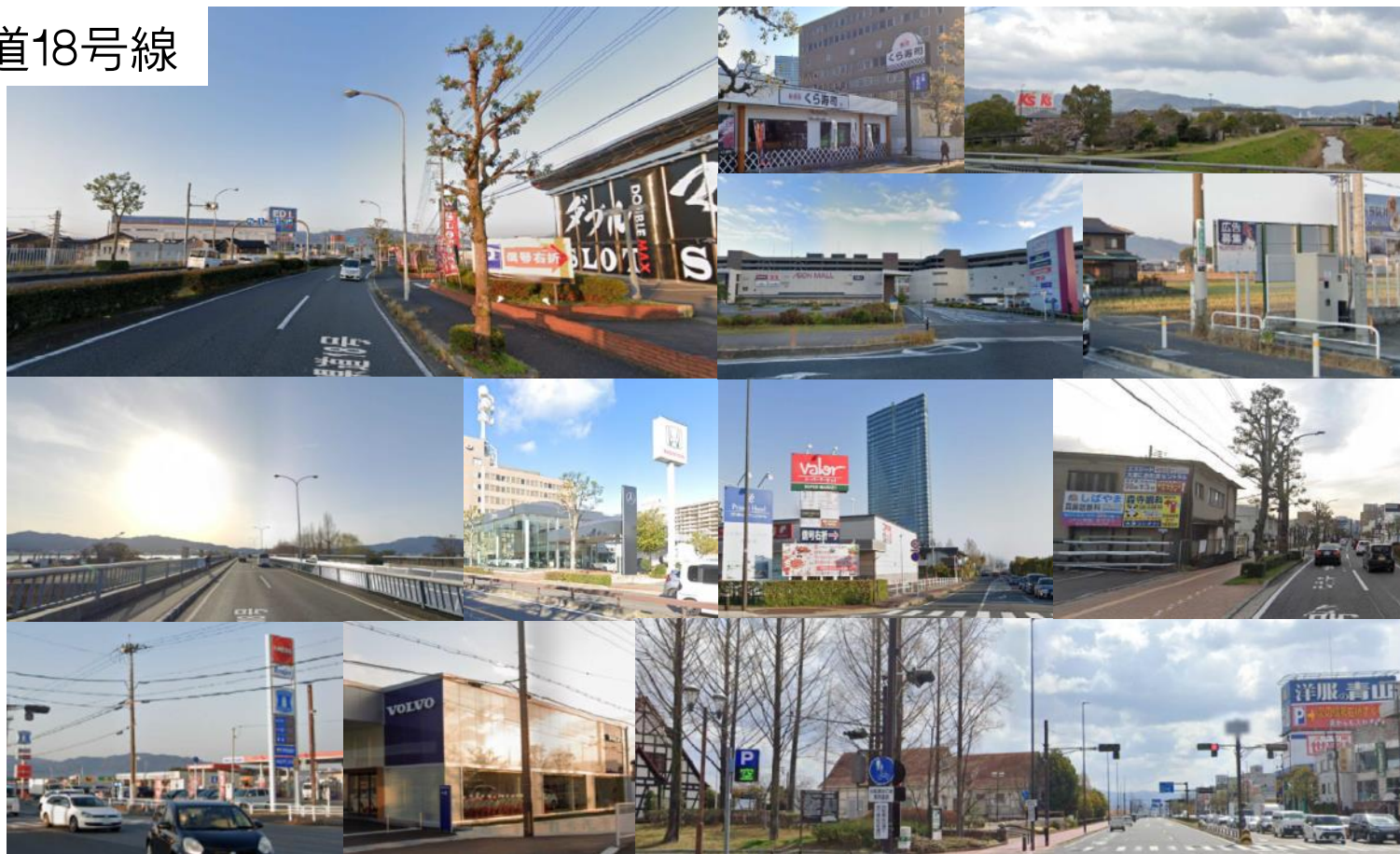
本日の内容



- 01 沿道の屋外広告物の現状と課題
 - 前回の振り返り
 - キーワードでの分類
 - 沿道の屋外広告物による問題点・課題
- 02 両市共通の新ルールの方方向性

01 沿道の屋外広告物の現状と課題

県道18号線



01 沿道の屋外広告物の現状と課題

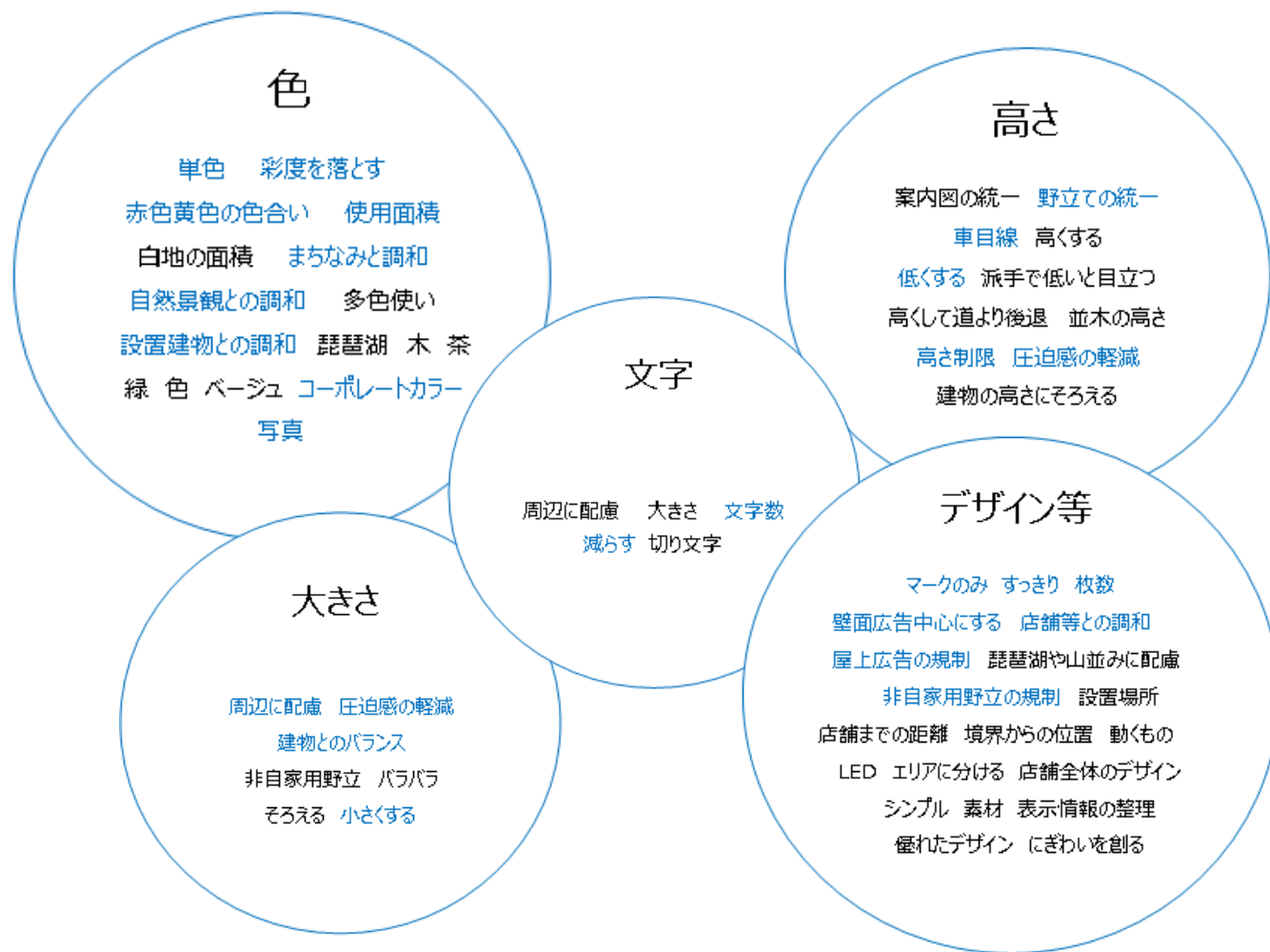
東海道



01 沿道の屋外広告物の現状と課題

キーワード 分類

[県道18号線]



01 沿道の屋外広告物の現状と課題

キーワード
分類

[東海道]



01 沿道の屋外広告物の現状と課題



沿道の屋外広告物による問題点・課題

6つの主な問題点・課題を解決する必要があります。

色彩

周辺景観や醸し出す
イメージとの調和



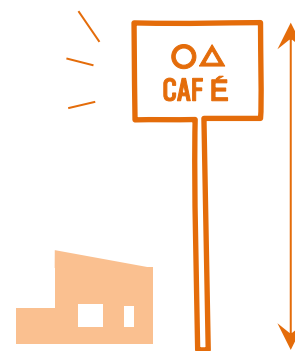
大きさ

周辺景観への配慮と
建物との調和



高さ

周辺景観への配慮と
建物との調和



01 沿道の屋外広告物の現状と課題



沿道の屋外広告物による問題点・課題

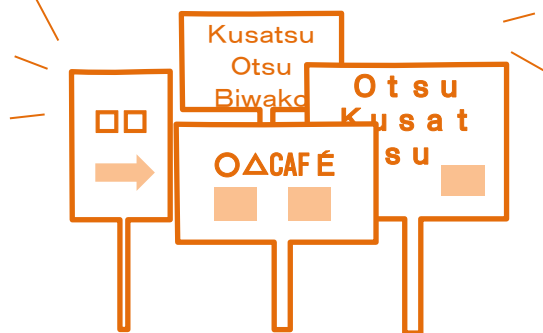
屋上広告物

対岸景観や山並み
周辺景観への配慮



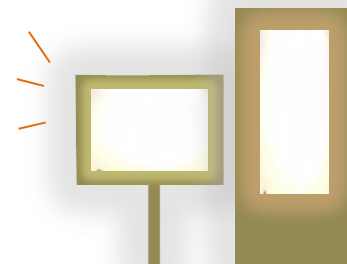
非自家用

景観特性を踏まえ、
好感と安心感



デジタルサイネージなど

快適性や安全性
周辺景観への配慮



02 両市共通の新ルールの方方向性

びわこ東海道景観基本計画

目標

まちなみと調和した屋外広告物で景観を守り、地域らしさを創造する

両市を結ぶ幹線道路は、雄大な琵琶湖や美しい対岸景観を眺めることができ、ロードサイドには商業施設や住宅が立ち並ぶなど、両市のにぎわいある景観をつくりだす重要な路線です。また歴史街道である東海道は、両市の都市景観に風情を与えてくれる大切な場所です。

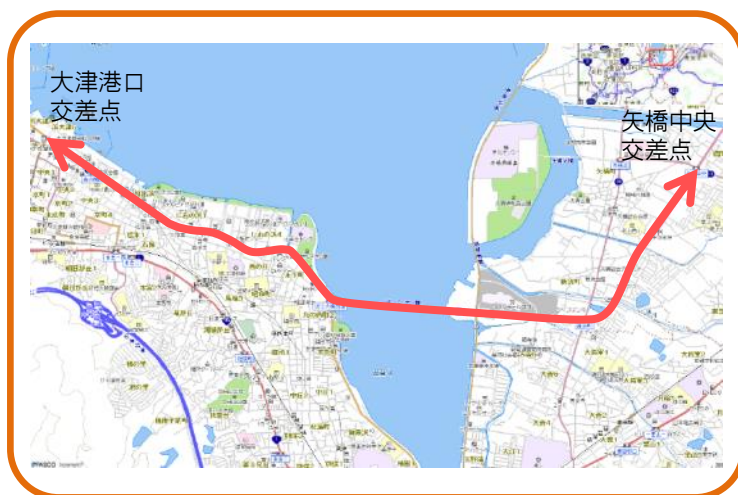
その場所ごとのまちなみと調和した屋外広告物が並ぶことにより、魅力ある景観を守り、地域らしさを創造していくことが重要です。

両市を結ぶ沿道の景観特性に応じた、新たな景観誘導ルールを導入

02 両市共通の新ルールの方方向性

両市を結ぶ沿道の景観特性に応じた、新たな景観誘導ルールを導入

- 1 両市を結ぶ幹線道路である県道18号線と、歴史街道である東海道の沿道に新たなルールを導入します ※大津港口-矢橋中央間
- 2 2つの路線の景観特性を踏まえて、メリハリのあるルールにより景観誘導を実施します



02 両市共通の新ルールの方角性

「2つの路線の
景観特性を踏ま
えて、
メリハリのある
ルールにより
景観誘導を実
施します」
とは・・・

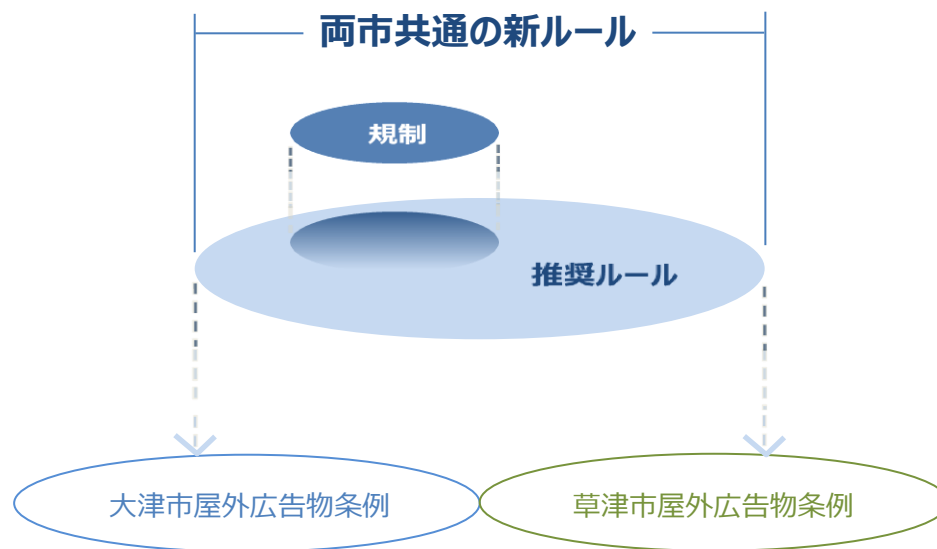
①各路線内の全てに
それぞれの路線の
特性にあった
共通ルール
(推奨ルール)を設定

②各路線内の
景観特性を踏まえ
エリアによって
ルール内容を検討
(内容に強弱をつける)

③屋上広告物や非自家用
野立広告物など、
場所やルール内容により、
規制の設定を検討

02 両市共通の新ルールの方角性

両市共通 新ルールの イメージ図



両市共に、独自の屋外広告物条例にて景観誘導を行っていますが、これまでの景観誘導を継続しつつ、両市共通の新しいルールを上乗せして設定するイメージです。

02 両市共通の新ルールの方角性

要素別

I 琵琶湖や対岸景観と調和した、県道18号線の景観保全に向け、ルールを設定

- 1 美しい琵琶湖や背景の山並み、対岸景観と調和した色彩となるようルールを設定します
- 2 周辺の景観に配慮した、自家用広告物の大きさや高さとなるようルールを設定します

II 東海道の風情あるまちなみと調和した、にぎわいある歴史景観の創造に向け、ルールを設定

- 1 歴史的なまちなみに配慮した色彩となるようルールを設定します
- 2 周辺の町家等とバランスのとれた、自家用広告物の大きさや高さとなるようルールを設定します

III 美しい眺望や周辺のまちなみとの調和を意識した、屋上広告物のルールを設定

種類別

IV 魅力ある沿道景観の保全に向け、非自家用広告物のルールを設定

V 電光可変式広告物など新しい技術を活用した屋外広告物を含む、光や照明についてルールを設定

02 両市共通の新ルールの方角性



琵琶湖や対岸景観と調和した、県道18号線の景観保全に向け、ルールを設定

雄大な琵琶湖と背景の山並みという景観は、両市の景観の大きな構成要素です。

県道18号線では、これら素晴らしい景観を眺めることができる上に、ロードサイドには商業施設や住宅が立ち並ぶなど、両市のにぎわいある景観をつくりだす重要な路線でもあります。

日常にある美しい眺望や周辺のまちなみとの調和を踏まえながら、活気とエネルギーが感じられる沿道景観となるよう、屋外広告物の在り方を検討する必要があります。



02 両市共通の新ルールの方角性

琵琶湖や対岸景観と調和した、県道18号線の景観保全に向け、ルールを設定

1 美しい琵琶湖や背景の山並み、対岸景観と調和した色彩となるようルールを設定します

鮮やかな色彩や多色使いは屋外広告物に多用されがちです。目立ちやすい性質がある一方で、周辺の良好な景観を阻害する要因ともなります。周辺景観と調和のとれた屋外広告物が、にぎわいある沿道景観の一部となるよう、彩度、色数、コーポレートカラー、写真、高彩度色の使用面積など、ルールを検討します。

2 周辺の景観に配慮した、自家用広告物の大きさや高さとなるようルールを設定します

車からの視点も考慮しながら、過剰な大きさや高さを避け、周辺の景観特性（琵琶湖や対岸景観等）にふさわしい屋外広告物で、よりまちの魅力を高める沿道景観となるようルールを検討します。



02 両市共通の新ルールの方角性

II 東海道の風情あるまちなみと調和した、にぎわいある歴史景観の創造に向け、ルールを設定

都市化が進む両市ではありますが、東海道を歩けば、歴史ある町家が立ち並ぶまちなみや、町家だけではない各時代の魅力が活かされた連続性ある景観に出会うことができます。

時代を超えて受け継がれてきた風情ある東海道沿道を守りながら、人びとが集い、行き交うようなにぎわいある新たな歴史景観となるよう、屋外広告物の在り方を検討する必要があります。



02 両市共通の新ルールの方角性

II 東海道の風情あるまちなみと調和した、にぎわいある歴史景観の創造に向け、ルールを設定

1 歴史的なまちなみに配慮した色彩となるようルールを設定します

東海道では、屋外広告物単体のデザインが優れていることだけではなく、東海道沿道景観の一部を担っているという視点も大切です。東海道という歴史的背景や連続性ある魅力的な景観と調和のとれた屋外広告物が、にぎわいある新たな歴史景観の一部となるよう、彩度、色数、コーポレートカラー、写真、高彩度色の使用面積など、ルールを検討します。

2 周辺の町家等とバランスのとれた、自家用広告物の大きさや高さとなるようルールを設定します

東海道沿道が育んできた風情あるまちなみや建物との一体性、道幅の狭い東海道のスケール感を意識した大きさや高さとなるよう、ルールを検討します。町家や寺社、本陣跡など歴史的・文化的資源を活かしながら、屋外広告物が風情あるまちなみの一部となるよう配置や素材等も工夫します。



02 両市共通の新ルールの方方向性

Ⅲ 美しい眺望や周辺のまちなみとの調和を意識した、屋上広告物のルールを設定

屋上広告物は遠くからでも目立つため、公共性が非常に高く、広い範囲の景観に強い影響を与えます。

両市を結ぶ県道18号線では、車で走行すると、商業施設や住宅街などのにぎわい景観、琵琶湖や対岸の水辺景観、田園や背景の山並みなど広がりある自然景観と、移動する視点から連続して景観が様々に変化します。そこで、これらの景観特性にふさわしい屋上広告物である必要があります。

また東海道は、道幅も狭く、歩行者と屋外広告物との距離が近くなることから、屋上広告物のような公共性の高いものにはより視線が集中し、まちなみの連続性や調和を妨げる要因となります。

両市の美しい眺望や周辺のまちなみとの調和を意識すると共に、対岸や近江大橋からの眺望にも配慮して、大きさや禁止エリアの導入などルールを検討します。



02 両市共通の新ルールの方角性

Ⅳ 魅力ある沿道景観の保全に向け、非自家用広告物のルールを設定

屋外広告物はテレビなどの広告と違い、見ようとしなくても自然と目に入るという、公共性の高い、特殊な性質を持っています。

そのため、非自家用広告物では、特に、多くの人に好意的に感じてもらえるよう、周辺の景観特性やまちなみへの影響などを踏まえて、設置すべきかどうかも含め、表示内容等十分に検討することが必要です。

来訪者に安心感を与えながらも、情報が過剰にならないよう、大きさ、高さ、デザイン、店舗までの距離、禁止エリアの導入など非自家用広告物におけるルールを検討します。



02 両市共通の新ルールの方方向性

Ⅴ 電光可変式広告物など新しい技術を活用した屋外広告物を含む、光や照明についてルールを設定

近年では、技術の進化により、複数色の光や映像を活用した、デジタルサイネージなどの新たな技術による屋外広告物が見られるようになりました。

デジタルサイネージは、光や文字、映像が動くため、通常の屋外広告物以上に景観に与える影響も大きく、付随する音についても、周辺環境への影響が懸念されます。

また、道路沿道や交差点付近で、点滅や動画などを用いて不用意に関心を集めることは、信号機の視認性を低下させるなど安全な交通を阻害する危険もあります。

まちに彩りをもたらしながらも、快適性や安全性に配慮し、過度な発光や急激な画面転換とならないよう、ルールを検討します。



02 両市共通の新ルールの方方向性

両市共通の新ルールの方方向性を踏まえて、来年度以降具体的に屋外広告物の各ルールについて検討していきます。

屋外広告物は一定期間設置されることから、その地域に受け入れられるデザインであることが重要です。

事業主や広告主、地域住民の方々に、大津市と草津市の歴史や文化、景観についてより知っていただくと共に、屋外広告物に対するモラルや意識を変えていただくきっかけとなることが期待されます。

